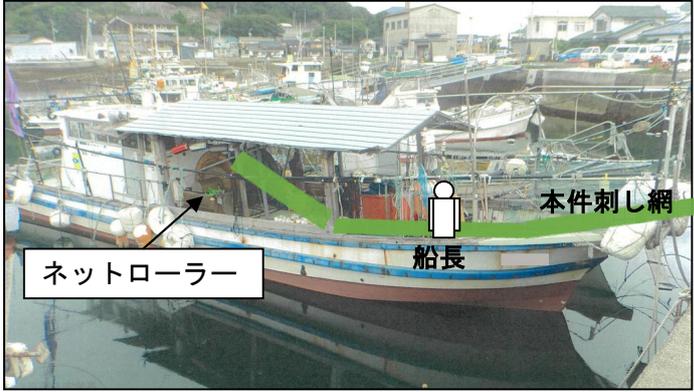


船舶事故調査報告書

令和8年1月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和7年4月20日 18時50分頃
発生場所	香川県丸亀市丸亀港北方沖 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から真方位002° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.7′ 東経133° 47.0′）
事故の概要	漁船京丸の船長は、投網作業中、網に足を引っ掛けて転倒し、右手首を負傷した。
事故調査の経過	令和7年5月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 京丸、10.13トン KA2-696（漁船登録番号）、個人所有 第280-44996号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：18時37分頃、常用薄明終了時刻：19時05分頃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、さわら流し刺し網漁を行う目的で、香川県宇多津町北浦漁港を出港し、丸亀港北方沖の漁場に到着した。</p> <p>本船は、微速力後進で南進しながら、クラッチを脱としたネットローラードラムからの刺し網を船首部から投網する作業を開始した。（図1参照）</p>  <p>図1 投網作業</p> <p>船長は、投網作業の際、‘刺し網上端に一定の間隔（約15m）で取り付けられた細索と浮きのロープとを結ぶ作業’（以下「手元作</p>

業」という。)を行っていた。(図2参照)

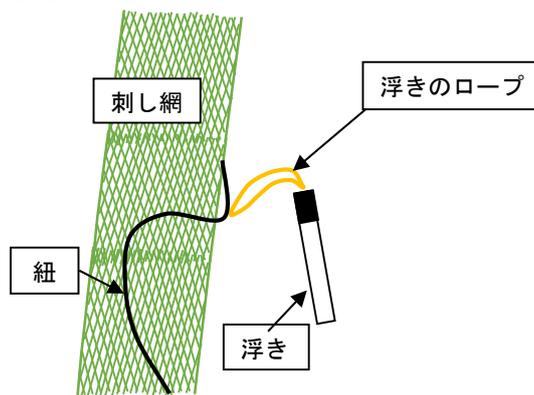


図2 手元作業の概要図

船長は、手元作業を行う際、主に船首方向を向いて立ち、刺し網の動きに合わせて前後に動いていたが、時々疲れてきたら左右にも動いていた。(図3参照)

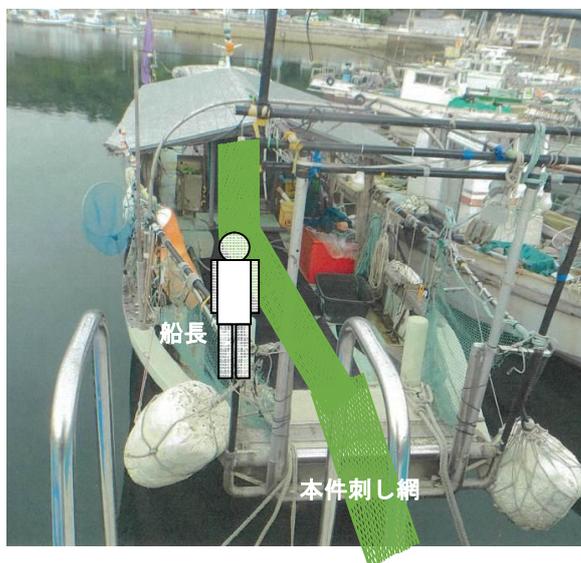


図3 船長が手元作業を行っていた場所(船首方から見た図)

船長は、船体が動揺した際、よろけて足を踏ん張り直したときに左足で刺し網を踏み、左足を刺し網に引っ掛けて後ろ向きに転倒し、甲板に両手を突いて右手首を負傷した。(図4参照)

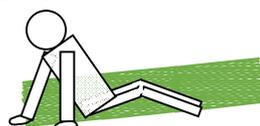


図4 船長が転倒し右手首を負傷した際の姿勢

船長は、右手首の痛みがひどく、帰港することとし、家族に救急車の手配を依頼した。

船長は、本船を操船して北浦漁港に戻り、救急車で香川県坂出市さかいでの病院に搬送され、右橈骨遠位端骨折と診断された。

	<p>船長は、ふだん投網中の刺し網を踏まないように距離をとって注意して手元作業に意識を集中していたが、本事故時、疲れてきて前後左右に動いていたので、足下を注意する意識が薄れていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、投網作業中、船長が、甲板上を船首方向に動く刺し網の上を左足で踏んだことから、左足を同網に引っ掛けて後ろ向きに転倒し、甲板に両手を突いた際、右手首を負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、疲れてきて前後左右に体を動かしながら手元作業を行っていて、足下を注意する意識が薄れていたことから、船体が動揺した際、体のバランスが崩れて左足を踏ん張り直したときに左足で刺し網を踏んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日没後の薄明時、本船が投網作業中、船長が、甲板上を船首方向に動く刺し網の上を左足で踏んだため、左足を同網に引っ掛けて後ろ向きに転倒し、甲板に両手を突いたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の船長は、投網作業中、船体が動揺するなどして投網中の網を踏まないよう足下に十分注意して作業すること。

付図1 事故発生場所概略図

